

新たな国立公文書館の建設地の決定について

1. 経緯

- 衆議院議院運営委員会 新たな国立公文書館に関する小委員会
4月 4日（火） 政府より検討・調査結果の報告
4月13日（木） 建設地について議決
- 衆議院議院運営委員会
4月14日（金） 建設地について議決
- 参議院議員運営委員会理事会
4月21日（金） 建設地の決定について報告

2. 衆・議運委員会及び小委員会における議決内容

- 憲政記念館敷地は、新たな国立公文書館の建設にふさわしい立地であること、また、必要な規模の施設を建設することが技術的に可能であることが認められる。これを踏まえ、憲政記念館敷地を含む国会前庭を、新たな国立公文書館と憲政記念館の合築として政府が建設するために使用することを認める。

3. 衆・議運委員会及び小委員会における高木小委員長の御発言

- 政府に対し、憲政記念館等を所管する衆議院事務局その他関係各所と充分協議しつつ、既存施設である現北の丸本館及びつくば分館と役割分担を図る具体的・現実的な新たな施設建設の基本計画の検討を進め、遅くとも本年中には原案を本小委員会に報告の上、平成29年度中を目途に基本計画を策定することを求める。
- 立法府の公文書の取り扱いや憲政記念館のあり方等についても、今後検討をしてまいりたい。